

1. 工事保証規定

エネカリの工事保証対象	エネカリの工事保証期間
<ul style="list-style-type: none"> エネカリサービスの工事箇所 上記工事に起因して不具合が発生した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> エネカリサービス期間内（10年もしくは15年） エネカリサービス開始日を起算日といたします
エネカリ以外の工事保証対象	エネカリ以外の工事保証期間
<ul style="list-style-type: none"> 工事箇所 工事に起因して不具合が発生した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 保証基準一覧のとおり お引渡し日を起算日といたします

工事保証基準一覧（エネカリの工事保証期間はエネカリサービス期間内）

1 構造躯体（防水、防蟻工事を含む）				
部 位	保 証 内 容	保証期間	免 責 事 項	
① 構造躯体	a.基礎部分（鉄筋入り）	5年 （新設部分に限る）	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上支障のない巾0.1mm未満の亀裂 必要な基礎補強又は地盤改良などを当社施工で行わなかった場合 木材の材質的収縮に起因する構造上支障のない亀裂 	
	b.土台、梁、柱、筋違			<ul style="list-style-type: none"> 構造強度に影響を及ぼす著しい変形及び破損
② 防水	a.防水バルコニー、防水フラワーBOX、防水陸屋根、外階段など	10年	<ul style="list-style-type: none"> 当社以外の施工により、防水改修工事箇所に対し改修、造作変更が行われたことが起因した場合 	
	b.屋根及び庇、外壁、開口部の取合い部貫通配線廻り	5年	<ul style="list-style-type: none"> 台風、暴風雨などの強風時の外壁開口部（窓、換気口など）からの一時的な漏水 枯葉などの異物の詰りによるもの 家具、調度などの汚損 既存建物の構造、下地に起因するもの 	
③ 防蟻	<ul style="list-style-type: none"> ヤマトシロアリまたはイエシロアリの発生による構造躯体及び木部の蝕害、損害 	5年	<ul style="list-style-type: none"> 施工した部位の増築、改修、修理をした場合に予防施工を行わない時 ウッドデッキ、木製ベランダ等に損害が生じた場合 	
<ul style="list-style-type: none"> 表中の「著しい」とは、本来持つべき機能を有しない場合または修理を行わないと安全性が損なわれると思われる程度をいう 表中の「白華」とは、セメント内部の水酸化カルシウム等の水溶性物質が表面に溶け出し、空気中の二酸化炭素と化合して炭酸カルシウムとなり、表面を白くさせる現象をいう 				
2 構造躯体以外（下地、仕上、付帯部品、設備含む、外構工事除く）				
部 位	保 証 内 容	保証期間	免 責 事 項	
① 基礎	<ul style="list-style-type: none"> 基礎仕上げ材 テラス等の仕上げ材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 巾1.0mm未満の亀裂 基礎中木モルタル部の吸水によるしみ変色 白華 	
② 床	a.土間コンクリート、ポーチ、テラスなどのタイル、煉瓦、石などの仕上げ材	2年	<ul style="list-style-type: none"> 巾1.0mm未満の亀裂 巾1.0mm未満の目地切れ 白華 設計時に予測しなかった重量物設置に起因するもの及び過度の冷暖房加湿による収縮、乾燥、結露によるもの 機能上支障ないもの 	
	b.室内床材、階段の下地及び仕上げ材			<ul style="list-style-type: none"> 材質の変質又は変形、反り、割れ、すき、きしみ、浮き、床鳴りの著しいもの
③ 内 壁	a.室内壁の下地	2年	<ul style="list-style-type: none"> 強度上または機能上支障のない亀裂 過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの 重量物設置に起因するもの クロスなどの素材製品の特性による軽微な隙間 既存建物の構造、下地に起因するもの（地下室壁を含む） 	
	b.室内壁の仕上げ、造作材			<ul style="list-style-type: none"> 材の変形、剥離、破損、割れの著しいもの
	c.クロス壁紙などの仕上げ材			<ul style="list-style-type: none"> 材の剥離、浮き、チリ切れなどの著しいもの 材の変色の著しいもの
④ 天 井	a.天井の下地材	2年	<ul style="list-style-type: none"> 強度上または機能上支障のない亀裂 過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの 重量物設置に起因するもの クロスなどの素材製品の特性による軽微な隙間 既存建物の構造、下地に起因するもの 	
	b.仕上げ材、造作材			<ul style="list-style-type: none"> 材の変形、剥離、破損、割れの著しいもの
	c.クロス壁紙などの仕上げ材			<ul style="list-style-type: none"> 材の剥離、浮き、チリ切れなどの著しいもの 材の変色の著しいもの

⑤ 外壁	a.下地材	・変形、破損の著しいもの	2年	・強度上または機能上支障のない亀裂 ・過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの ・既存建物の構造、下地に起因するもの
	b.仕上げ材	・モルタル塗の亀裂 ・タイルの割れ、剥がれ ・羽目板の反り ・サイディング変形、割れの著しいもの ・サイディングのシーリングの顕著な亀裂、剥がれ		・巾1.0mm未満の亀裂 ・巾1.0mm未満の目地切れ、白華 ・強度上または機能上支障のない変形、割れ ・機能上支障のない亀裂、はがれ、美観上の汚れ（下地に起因するものを含む）
⑥ 屋根	屋根葺材 水切り、雨押えなど	・破損、剥がれ、スレ、脱落	2年	・陶器瓦表面の細かいひび割れ ・藻の発生並びに藻に起因するもの ・葺材の変退色、色むら
⑦ 樋	軒樋・縦樋 樋受け金物	・脱落、破損、排水不良及び垂れ下がり	2年	・設計積雪量を超える積雪、凍結によるもの ・落葉、鳥の巣など異物の詰りによるもの ・大雨の際のオーバーフロー ・伸縮継手部からの雨だれ ・樋の変退色
⑧ 外部金物	外部造作材（面格子、手摺、換気口、付属部品など）	・変形、破損、取付不良	2年	
⑨ 建具	a.外部建具（サッシ、金属扉、木製扉など、及び付属部品）	・反り、変形、建付け不良、作動不良 ・部品（吊元金具等）の故障	2年	・作動に影響を及ぼさない反り ・暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の侵入及びガラスの破損 ・雨、日照による変退色
	b.内部建具（木製ドア、和室建具など）	・反り、変形、建付け不良、作動不良 ・部品の故障		・作動に影響を及ぼさない反り ・ガラス、襖紙、障子紙の破損 ・適度の冷暖房、加湿によるもの
⑩ 塗装	a.外壁	・吹付け材の剥離、変色の著しいもの	3年	・藻の付着による変色 ・1.0mm未満の亀裂、変位に起因するもの ・不適切な機材や薬品を用いた清掃又は洗浄による塗膜の不具合
		・木部、金属部の塗装の剥離、変色の著しいもの	2年	
	b.屋根	・塗装の剥離	3年	
		・木部、金属部の塗装の剥離、変色の著しいもの	2年	
c.内部・外部塗装	・錆、塗装の剥がれ、白樺、亀裂の著しいもの	2年	・日常歩行による摩擦によるもの ・塗装面の変退色、変形によるもの	
⑪ 断熱防露	床・壁・天井の断熱材防露工事を行った部分	・水蒸気の発生が無い暖房器具の通常の使用時による結露水のしたたり	2年	・地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を発生させるような住まい方によるもの ・サッシ、ガラスの結露によるもの ・浴室、トイレ、洗面所、収納室、玄関、階段室などの非採暖房室などの結露 ・換気設備を設置していない納戸、物置、倉庫、車庫、地下室などの結露
⑫ 給排水設備	a.給水・給湯管類	・水漏れ、破損	10年	・凍結による水漏れ、破損、異物の詰りによる排水不良、パッキンなどの消耗品による作動不良 ・水道の供給主体若しくは製造メーカーの定めがある場合にはそれによる ・浄化槽については専門業者との保守管理契約が締結していない場合
	b.給水・給湯栓類	・作動不良、支持不良		
	c.排水管・トラップ	・水漏れ、破損、排水不良		
	d.浄化槽	・作動不良、破損		
⑬ 電気設備	a.分電盤	・破損、作動不良	10年	・電球、電池等の消耗品 ・電力会社の責任によるもの ・共通免責事項に準ずる
	b.配線	・破損、結線不良		
	c.スイッチ、コンセント	・作動不良、取付不良		
	d.照明器具、インターフォン、チャイム、セントラルクリーナー、情報通信設備、電気自動車充電設備、その他	・作動不良、取付不良		
	e.蓄電池	・作動不良、取付不良		

⑭ 太陽光 発電 設備	a.設置部位	・雨漏り	10年	・太陽光設備機器本体等以外からの雨漏り
	b.モジュール、パワーコンディショナー	・作動不良、取付不良		・製造メーカーの定めが有る場合
	c.その他付属機器	・作動不良、取付不良		
⑮ 給排 気 設備	a.換気扇、レンジフード	・作動不良、取付不良	10年	・風による異音 ・ゴミ、埃、煤、油汚れなどによるもの ・給排気部のフィルターなどのお手入れ不十分による換気不全などの不具合
	b.煙突	・変形、取付不良		
⑯ ガス 設備	a.ガス配管		-	・ガス会社保証基準による
	b.ガス栓	・取付不良		
⑰ 給湯 設備	給湯器、エコキュート、電気温水器、リモコン	・作動不良、取付不良	10年	・共通免責事項に準ずる
⑱ 厨房 設備	システムキッチン、IHクッキングヒーター、ガスレンジ、その他	・作動不良、取付不良	10年	・共通免責事項に準ずる
⑲ 衛生 設備	便器、ウォシュレット、手洗器、防水パン他	・作動不良、取付不良	10年	・共通免責事項に準ずる
⑳ 浴室 設備	ユニットバス、換気扇、リモコン、浴室乾燥機	・ユニットバスの漏水 ・作動不良、取付不良	10年	・共通免責事項に準ずる
㉑ 冷暖 房設備	エアコン(室内・屋外機)、リモコン、その他	・水漏れ、排水不良、変形、結線不良 ・作動不良、取付不良	10年	・共通免責事項に準ずる

共通免責事項

- 既存建物の基礎、構造躯体及び下地に起因するもの。
- 風水害、落雷、異常電圧及びその他の天災地変、不可抗力、並びにお客さま、入居者又は第三者の故意又は過失によるもの。
- 通常の住まい方と異なる使用、並びに維持管理不十分に起因するもの。
- 当社以外の者による増改築、設備の変更、擁壁、移動、地盤変更などの工事、並びに当社以外の者によるベランダ、水槽、アンテナ、太陽光発電設備などの取付を行い、これに起因するもの。
- 防水バルコニーにお客さまご自身又はお客さまのご手配により水槽、冷暖房室外機、植栽、アンテナ、太陽光発電設備、ゴミ処理機などを設置し、排水の目詰まりや漏水の原因になるような使用を行い、これに起因するもの。
- お客さまの支給による資材及び機器類又はお客さま手配工事、並びにこれに起因するもの。
- 木材の乾燥による反り、ひび割れなどの自然特性、経年変化に伴う現象で機能上差し支えないもの。
- 換気、除湿不備による結露発生に伴うカビ、変質、変色、錆、その他類似の事由によるもの。
- 外部部材の瑕疵によらない自然の摩耗、汚れ、褪色、錆、カビ、藻の発生などの自然特性、経年変化に伴う現象、その他類似の事由によるもの。
- 周辺環境、重量車両の通行による振動など、塩害、公害に起因するもの。
- 近隣の建築工事、土木工事などの影響によるもの、及び敷地とその周辺の地殻変動、地滑り、崖崩れなどによるもの。
- ピアノ、本棚、家具などの重量物の不適切な設置及び使用によるもの。並びに家具類など動産は保証の対象から除きます。
- 犬、猫、ネズミ、鳥、コウモリ並びに鳥、蜂などの巣を含むその他の動物による損傷又は機能不全及びこれらに起因するもの。
- 屋根及びバルコニーなどに氷雪が滞留、氷雪の落下、つららなどに起因するもの。
- お客さまが長期間にわたり建物の管理（留守を含め）を行わなかった場合。3か月以上が目安。
- 上水道以外の水道の使用による水質を起因とした機器、配管の不具合、変色、詰りなど。(井戸水を前提とした配管、機器を除く)

2. エネカリ機器保証規定

保証対象	保証期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ エネカリサービスで設置した省エネ機器 ・ 自然故障のほか、火災、落雷、風水害などの自然災害や、爆発・破裂、破損・汚損・濡損、盗難、その他飛行機の墜落・車両の衝突などの偶然な事故についても補償をいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネカリサービス期間内（10年もしくは15年） ・ エネカリサービス開始日を起算日といたします

当社は、エネカリサービス期間内（10年もしくは15年）において、省エネ機器が正常に稼働するために必要な修理を無償で行います。ただし、次のいずれかに該当する事項については、当社は修理の責任を負わないものとし、お客さまが修理を希望する場合には、別途有償により行います。

1. 天災地変（地震、噴火、津波等）による故障および損傷
2. 戦争、テロ行為、暴動その他これらに類似の事変または事故による故障および損傷
3. 省エネ機器設置後にお客さまが設置場所を移動されたことによる故障および損傷
4. 日常の清掃、塗装の退色、軽微な傷・錆など経年または使用に伴う摩耗等により生じる現象や、設計仕様の範囲内の劣化現象で通常の運用に支障のない事項
5. お客さまがこの契約説明書または取扱説明書に記載した省エネ機器の使用条件、警告・注意事項、または実施事項を守っていただけなかったことに起因する事項

3. 機器延長保証規定(エネカリ以外)

保証対象	保証期間
エコキュートなどの給湯設備（ガス給湯器含む）	10年間（メーカー保証期間含む）
IH クッキングヒーターなどの調理用加熱器（ガスコンロ含む）	10年間（メーカー保証期間含む）

メーカー保証書に「お買い上げ日」「販売店名」などが記入してあることをご確認いただき大切に保管してください。

1. 保証期間は機器の利用開始（お買い上げ）日を起算日といたします。
2. 万一故障の場合は Web アフター専用受付フォームまたはお客さまコールセンターへお申し出ください。原則として出張修理をいたします。ただし、メーカー保証期間中は各メーカーサービスによる対応となります。
3. 離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合、出張に要する実費を申し受けます。
4. メーカー保証期間中の修理サービスは、サービス員が参上したときにメーカー保証書をお示しください。メーカー保証書を紛失されますと有料修理となる場合があります。
5. 保証期間中でありましても次の場合には有料修理となります。
 - ① 使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障および損傷
 - ② 当製品の施工要領及び当社の施工指針によらない施工や、専門業者以外による修理、移動、改造等を行ったことによる故障
 - ③ お買い上げ後の取り付け場所の移設、輸送、落下などによる故障および損傷。
 - ④ ほこり、ねずみ、くも、昆虫等の侵入による故障
 - ⑤ 火災・地震・洪水等の水害・落雷、その他天変地異および公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）による故障及び損傷
 - ⑥ 異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷
 - ⑦ 船舶・車両へ搭載してご使用された場合の故障および損傷
 - ⑧ 一般家庭用以外（例えば、業務用など）に使用された場合の故障及び損傷
 - ⑨ 消耗部品の取り替え、及び保守などの費用
 - ⑩ 適切な使用、維持管理を行わなかったことによる当該品の不具合
 - ⑪ 建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する当該品の不具合
 - ⑫ 塗装色あせなどの経年劣化、または使用に伴う摩耗などにより生じる外観上の不具合
6. 本保証サービスは、日本国内においてのみ有効です。 This warranty is valid only in Japan.
7. 本保証サービスによって、保証サービスを提供している者およびそれ以外の事業者に対するお客さまの法律上の権利を制限するものではありません。
8. 商品自体や機能的なお問い合わせ等はメーカーのお客さま相談室へお問い合わせください。